

平成二十三年法律第七十九号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

| | |
|--|--|
| 第一条 総則（第一条—第六条） | 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条） |
| 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条） | 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条） |
| 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十二条） | 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十三条—第三十九条） |
| 第七章 雜則（第四十条—第四十四条） | 第八章 責則（第四十五条・第四十六条） |
| 附則 | 附則 |

| | |
|---|---|
| 5 | この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいう。 |
| 6 | この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 養護者がその養護する障害者について行う一 次に掲げる行為 イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせるこど。 ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 7 | 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による支援等に關する法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第五条第一号の規定により独立行政法人号）第十一条第一項に規定する障害福祉サービス事業第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを經營する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に從事する者をいふ。 |
| 8 | 三 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |

| | |
|----|---|
| 9 | 四 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 障害者の財産を不当に処分することその他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 10 | 五 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 11 | 六 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 障害者の財産を不当に処分することその他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 12 | 七 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |

| | |
|----|---|
| 13 | 八 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 14 | 九 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に關する法律（昭和六十年法律第八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を遣労者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受けた事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 15 | 一〇 この法律において「使用者」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 障害者の財産を不当に処分することその他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 16 | 一一 この法律において「使用者」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 障害者の財産を不当に処分することその他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |
| 17 | 一二 この法律において「使用者」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいふ。 一 障害者の財産を不当に処分することその他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行方をする者をいふ。 |

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならぬ。

第一輯

(養護者による障害者虐待に係る通報等)
（養護者による障害者虐待）（二十九歳夫婦）

第十七条 養護者はよる障害者虐待（十八歳以上者による）の之除。从

障害者について行われるもの(以下この章において同じ)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）との対応について協議を行うものとする。

市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じて いるおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で

定める施設（以下「障害者支援施設等」といふ。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十九号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十一年法律第二百三十三号）第五十一条の十二の二又は知的障害者福祉法第二十九条の規定により審判の請求をするものとする。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めることができる。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合には、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するものほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に
係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者
虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければ
ならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を
受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ること
ができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に
関する法律の規定は、第一項の規定による通報
(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。
次項において同じ。)をすることを妨げるもの
と解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定に
よる通報をしたことを理由として、解雇その他
不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通
報又は同条第二項の規定による届出を受けたと
きは、厚生労働省令で定めるところにより、当
該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等
による障害者虐待に関する事項を、当該障害者
福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害
者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等に
よる障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等
の事業所の所在地の都道府県に報告しなければ
ならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による
通報又は同条第二項の規定による届出を受けた
場合においては、当該通報又は届出を受けた市
町村の職員は、その職務上知り得た事項であつ
て当該通報又は届出をした者を特定させるもの
を漏らしてはならない。都道府県が前条の規定
による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。
(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による
通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け
た、又は都道府県が第十七条の規定による報告
を受けたときは、市町村長又は都道府県知事
は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス
事業等の適正な運営を確保することにより、
当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者
福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並び
に処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従
事者等による障害者虐待の防止等のための措置
を講ずるものとする。

| | |
|---|---|
| <p>二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに 附則第五条から第八条まで、第十二条から第 十六条まで及び第十八条から第二十六条まで の規定 平成二十六年四月一日</p> <p>附則 (平成二四年八月二二日法律第六 号) 抄</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の 日から施行する。</p> | <p>七号 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 行する。</p> <p>附則 (令和四年六月一七日法律第六 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p> <p>公布の日から施行する。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>二 この法律の施行前にこの法律による改正 前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含 む。以下この条及び次条において「旧法令」と いう。）の規定により從前の國の機関がした認 定、指定その他の处分又は通知その他の行為 は、法令に別段の定めがあるもののか、この 法律の施行後は、この法律による改正後のそれ ぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下こ の条及び次条において「新法令」という。）の 相当規定により相当の國の機関がした認定、指 定その他の处分又は通知その他の行為とみな す。</p> <p>3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前 の機関に対して申請、届出その他の手続を</p> | <p>しなければならない事項で、この法律の施行の 日前に從前の國の機関に對してその手續がされ ていないものについては、法令に別段の定めが あるもののほか、この法律の施行後は、これ を、新法令の相当規定により相当の國の機関に 對してその手續がされていないものとみなし て、新法令の規定を適用する。</p> <p>第三条 旧法令の規定により發せられた内閣府設 置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織 法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第 一項の省令は、法令に別段の定めがあるものの ほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定 に基づいて發せられた相当の内閣府設置法第七 条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二 条第一項の省令としての効力を有するものとす る。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰 則の適用については、なお從前の例による。 (政令への委任)</p> <p>第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定 めるもののほか、この法律の施行に關し必要な 経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、 政令で定める。</p> <p>附則 (令和四年六月二二日法律第七 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和五年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この 法律の公布の日又は當該各号に定める法律の公 布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 附則第十一条の規定 こども家庭府設置法 の施行に伴う關係法律の整備に關する法律 (令和四年法律第七十六号)</p> |
|--|--|